

国立大学法人富山大学外国人受託研修員規則

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 26 年 3 月 25 日改正

平成 27 年 3 月 19 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における国際交流を促進するとともに、開発途上国の自立的発展及び文化的、知的水準の向上に資するため、外国人受託研修員（以下「受託研修員」という。）を本学に受け入れる場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 受託研修員として受け入れることができる者は、独立行政法人国際協力機構（以下「国際協力機構」という。）が開発途上国から招致する研修員で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 52 条に定める大学を卒業した者又は学長がこれに準ずる学力があると認めた者とする。

(申請及び許可)

第 3 条 国際協力機構から受託研修員の受入申請があったときは、学長は教育研究に支障のない限り、受入学部等の教授会等の意見を聴いて、受入れを許可する。

(研修期間)

第 4 条 研修期間は 1 年以内とし、受入れを許可した日の属する事業年度を超えることができない。ただし、学長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(研修期間区分)

第 5 条 研修期間の区分は、事業年度における研修する期間の日数により 1 か月を単位として区分する。

2 前項に規定する 1 か月は 30 日とし、30 日に満たない日数は切り上げるものとする。

(研修方法)

第 6 条 受入学部等の長は指導教員を定め、受託研修員の研修の指導を行うよう措置するものとする。

2 受入学部等の長は、研修目的を達成させるため必要な場合には、第 4 条の研修期間中に本学以外における研修を行わせることができる。

(研修料及び徴収方法)

第 7 条 研修料は、1 か月 232,500 円（直接経費 224,100 円、間接経費 8,400 円）とする。

2 学長は、受入れを許可したときは、当該事業年度に係る研修料を研修期間区分により国際協力機構から直ちに徴収するものとする。

3 研修期間の延長により研修期間区分に変更が生じた場合には、延長する研修期間を加算し、研修期間区分により直ちに研修料の差額を追徴するものとする。

4 当該事業年度を超えて研修期間を許可している場合の翌年度以降に係る研修料は、翌年度の当初に徴収するものとする。

5 納付した研修料は、原則として還付しない。

(施設等の利用)

第 8 条 受託研修員は、研修目的を遂行するため本学の諸施設及び諸設備を利用することがで

きる。

(規則等の遵守)

第9条 受託研修員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、受託研修員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。